

入札のお知らせ

次のとおり公募型指名競争入札を実施しますので、入札参加希望者を公募します。

令和4年3月9日

秋田市長 穂積 志

1 入札に関する事項

(1) 件名	マイナポイント第2弾利用手続支援業務委託
(2) 委託内容	別紙「令和4年度秋田市マイナポイント第2弾利用手続支援業務委託仕様書」のとおり
(3) 履行場所	秋田市役所本庁舎および本市指定の市民サービスセンター
(4) 履行期間	契約締結日から令和5年2月28日まで
(5) 入札参加要件	①秋田市内に本社、支店又は営業所を有していること ②過去2年間に本市、国(特殊法人等を含む。)又は他の地方公共団体と種類および規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらを全て誠実に履行した実績を有する者であること ③地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと ④本市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中でないこと ⑤本市の市税に滞納がないこと ⑥申請者、申請者の役員又は申請者の経営に事実上参加している者が、集団的に、もしくは常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある団体の構成員又は当該団体と密接な関係を有する者であると認められないこと
(6) 入札参加申込み	
受付期間	令和4年3月9日(水)から令和4年3月18日(金)まで (※土曜、日曜を除く、午前9時から午後5時まで)
受付場所	秋田市山王一丁目1番1号 秋田市企画財政部情報統計課情報政策担当(本庁舎5階)
(7) 指名(非指)	令和4年3月22日(火)までにFAX又は電子メールで通知予定

名)通知	
(8)入札	
日時	令和4年3月24日(木) 午後2時
場所	秋田市山王一丁目1番1号 秋田市役所情報統計課会議室5-B (本庁舎5階)
入札保証金	免除
(9)契約日	令和4年3月31日(木) (予定)

2 注意事項

(1) 入札参加申込みについて

ア 本入札に参加を希望する方は、次に掲げる書類（以下「申込書」といいます。）を提出してください。

(ア) 公募型指名競争入札参加申込書（様式1）

(イ) 営業経歴書（様式2）

(ウ) 誓約書（様式3）

(エ) 市税の納税証明書（完納証明書）

・申請日前3か月以内に秋田市で発行されたもの。写し可。

・秋田市に課税されていない場合は、(オ)の書類を発行窓口（秋田市市民税課）に提示すること。

(オ) 商業登記簿謄本又は登記事項証明書(申請日前3か月以内に発行されたもの。写し可)

イ アの(ア)(イ)(ウ)の様式は、秋田市ホームページから入手してください。

ウ 申込書は持参又は郵送によることとし、電送によるものは受け付けません。

エ 本入札に関して質疑がある場合は申込書等の提出に併せ、質問状（様式自由）を提出してください。また、質問状についての回答は、入札参加申込者すべてに、令和4年3月22日(火)の指名(非指名)通知と共に送付します。

(2) 指名および非指名通知について

ア 入札参加希望者のうち、入札参加資格を満たしている方に指名を通知します。

イ 提出された申込書の審査結果により、指名されない場合があります。その方には非指名通知によりその旨を通知します。

ウ 指名通知または非指名通知は、Eメール又はFAXで行います。

(3) 入札について

ア 秋田市財務規則および入札心得を遵守のうえ、入札に参加してください。

- イ 入札書には、契約期間となる11か月分の合計金額を記載してください。
- ウ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てた額）を落札価格としますので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるか否かを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。
- エ 予定価格の10分の6以上の範囲内で最低制限価格を設定します。最低制限価格より低い入札をした者については落札者としません。予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とします。
- オ 開札の結果、落札者がいないときは再度の入札を2回を限度に行います。
- カ 落札者となるべき同価の入札が複数あったときは、くじにより落札者を決定します。なお、くじ引きは辞退できないものとします。
- キ 代表者が入札行為の権限を代理人へ委任する場合は、入札時に委任状を提出してください。なお、入札書には代理人の印を押印してください。
- ク 契約内容に仕様書別記「個人情報取扱特記事項」があることを了承のうえ、参加してください。
- ケ 地方自治法第234条第3項ただし書きの規定により、調査を実施し、落札業者を決定する場合があります。

3 その他

- (1) 申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とします。
- (2) 提出された申請書等は、返却しません。
- (3) 問合せ先

秋田市企画財政部情報統計課情報政策担当

電 話 018-888-5468

FAX 018-888-5469